入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月7日

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社

代表取締役社長　阿部　直志

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新千歳空港国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事

⑶　工事場所　北海道千歳市美々

⑷　工事内容　本工事は、次のような新千歳空港国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事一式（建築・設備一括請負）を工区ごとに行うこととする。

なお、Ｃ工区の落札者は、幹事会社として本工事全体の施工調整を行うものとする。

①　Ａ工区

・　主要用途　旅客ターミナルビル、ホテル
・　延床面積　増築旅客ターミナルビル部分　約16,300㎡
　ホテル部分　約20,500㎡
・　構造種別　地上部：鉄骨造　地上４階（ホテル部分は地上８階）　地下部：鉄筋コンクリート造　地下１階

②　Ｂ工区

・　主要用途　旅客ターミナルビル
・　延床面積　増築旅客ターミナルビル部分　約7,800㎡
・　構造種別　地上部：鉄骨造　地上３階

③　Ｃ工区

・　主要用途　旅客ターミナルビル
・　延床面積　増築旅客ターミナルビル部分　約41,100㎡
　改修旅客ターミナルビル部分　約21,340㎡
・　構造種別　地上部：鉄骨造　地上４階　地下部：鉄筋コンクリート造　地下１階

⑸　工期　平成32年３月31日まで。ただし、工区によって工期は異なる。詳細は入札説明書による。

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。

2　入札形態

⑴　本入札による工事は、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）に発注する。

⑵　ただし、入札後に特定ＪＶを結成する「入札後特定ＪＶ結成方式」を採用するので、入札は、特定ＪＶの代表者となるべき者で行うこととする。

⑶　入札参加資格を有していれば、同一企業が、複数の工区への入札に参加できるものとする。

⑷　落札者は、当社が指定する期日までに、自らの責任において、当社が定める要件を満たす者と、自らを代表者とする特定ＪＶを結成し、当社と協議のうえ契約を締結するものとする。

3　入札参加資格　本入札に参加するためには、次に掲げる条件を全て満たしている必要がある。

⑴　単独の企業であること。

⑵　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑷　入札参加申請書の提出期限の翌日から参加資格の通知日までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　当社への出資会社又は当社への出資会社と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。

⑹　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記⑸、⑹、⑺の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合とする。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

㋐　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋐については、一方の会社が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記①及び②の㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑻　日本国の建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業の許可を取得している者であること。

⑼　日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく建築一式工事の客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項審査点数）が、1,200点以上であること。

⑽　建築一式工事の元請けとして次に掲げる同種工事の施工実績を有する者。

全工区共通　過去15年以内に完成引渡した若しくは現在施工中の延床面積50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築工事または増築工事または大規模改修工事で、単独またはＪＶ代表者もしくはＪＶ構成員としての施工実績を有すること。

Ａ工区　過去15年以内に完成引渡した延床面積20,000㎡以上のホテルの新築工事で、単独またはＪＶ代表者としての施工実績を有すること。

Ｂ工区　過去15年以内に完成引渡した延床面積10,000㎡以上の鉄骨造建物の新築または増築工事で、単独またはＪＶ代表者としての施工実績を有すること。

Ｃ工区　過去15年以内に完成引渡した延床面積20,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルまたは官庁施設の増築工事または大規模改修工事で、単独またはＪＶ代表者としての施工実績を有すること。